

神崎市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

令和8年4月30日

要綱第40号

(趣旨)

第1条 市長は、市民との協働により、魅力あるまちづくりを推進するため、地域活性化に資する活動及び地域課題の解決に資する活動等を行う法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）に対し、クラウドファンディングを活用した寄附金を原資とする補助金を神崎市補助金等交付規則（平成18年神崎市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

ふるさと納税を活用し、団体等が事業を実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて広く不特定多数の人々から寄附金を集める資金調達の方法をいう。

(2) ふるさと納税

地方税法（昭和25年法律第226条）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

(3) 業務受託者

ふるさと納税の受付及び寄附者に対する相談窓口業務、PR業務、収納等を行う事業者で、市長から委託を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者の要件は、次に掲げる要件を全て満たす団体等とする。ただし、市長が認める団体等については、この限りではない。

(1) 市内に事務所（任意の団体の場合は代表者の住所）を有すること。

(2) 団体等（任意の団体の場合は代表者）が市税を完納していること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

- (4) 政治的若しくは宗教的活動又は特定の人物に対する支持を目的としないこと。
- (5) クラウドファンディングにより、寄附額が目標額に達しない場合であっても、自らの責において事業を行うことができること。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当し、クラウドファンディングによる寄附金の目標額が100万円以上1,000万円以下の事業とする。

- (1) 関係人口の増加、移住若しくは定住の促進又は人口流出の抑制を目的として実施する事業
- (2) 自然環境の保全又は景観の維持若しくは再生に関する事業
- (3) 歴史・文化を活用したふるさとづくりに関する事業
- (4) 地域資源を活用した産業の振興に関する事業
- (5) 社会福祉の向上又は教育の振興に関する事業

2 前項に該当する事業のうち、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 宗教的又は政治的活動を目的としたものである場合
- (2) 団体等の構成員のみを対象とするものである場合
- (3) 他の補助金の交付を受けている又は受ける予定がある場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるとおりとする。

(事業の認定申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体等は、認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体等の概要説明書(様式第4号)
- (4) 事業者にあつては、定款の写し及び事業内容がわかるパンフレット等
- (5) 納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第7条 市長は、前条の規定による認定申請があつたときは、対象となる事業の目的、内容、効果、経費等を審査のうえ、認定の適否を決定し、その結果を事業認定（不認定）決定通知書（様式第5号）により、団体等（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(寄附募集の実施)

第8条 補助事業者は前条の認定事業について業務受託者と協議し、ふるさと納税ポータルサイトに掲載を行う前に、掲載資料を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された掲載資料を適当と認めるときは、ふるさと納税ポータルサイトにプロジェクトを掲載し、クラウドファンディングを実施する。

(寄附金額の通知)

第9条 市長は、クラウドファンディングの実施により寄附金の額が確定したときは、その額(以下「寄附金額」という。)を速やかに寄附金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条の規定により、寄附金額確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

2 補助事業者は、寄附金額の確定により第6条の事業計画書又は収支予算書を変更する必要があるときは、その変更したものを補助金交付申請書に添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第8号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付額及び交付の回数)

第12条 補助金の交付額は、寄附金額から当該寄附金に係るふるさと納税ポータルサイトの掲載手数料、決済手数料、ふるさと納税業務委託料、返礼品代金(送料を含む。)及び消費税相当額等を差し引いた金額とする。

2 補助金の交付の回数は、1補助対象事業につき1回を限度とし、同一補助事業者の申請に係る交付については、同一年度につき1回を限度とする。

(補助事業の内容等の変更)

第13条 補助事業者は、事業認定後又は第11条の規定による補助金交付決定後、補助事業の内容等を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する場合において、市長が変更申請を承認するときは、その旨を変更承認通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、事業認定後又は第11条の規定による補助金交付決定後、補助対象事業

を中止又は廃止しようとするときは、(中止・廃止)承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する場合において、市長が中止又は廃止申請を承認するときは、その旨を中止(廃止)承認通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(概算払)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、概算払請求書(様式第13号)による請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第14号)
- (2) 収支決算書(様式第15号)
- (3) 成果報告書(様式第16号)
- (4) 領収書等の写し
- (5) 事業の内容及び成果が分かる資料及び写真等
- (6) その他市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第17号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第18条 市長は、実績報告書を受領したときは、補助事業者に補助金交付請求書(様式第18号)を速やかに提出させ、その請求に基づき補助金を交付するものとする。

(残余额の取扱い)

第19条 補助対象事業の変更若しくは完了又は交付決定の全部若しくは一部取消し等により、当該補助対象事業に係る補助金の残余额が生じたときは、その残余额の用途については、市長に委任されたものとする。

(補助事業内容の情報発信)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施内容について、市民等への情報発信に努めるものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属

する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部若しくは一部に相当する金額を市に返還したとき、又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りでない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	
区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等 (団体等の構成員への支払いを除く)
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
役務費	手数料、通信運搬費、広告料等
委託料	補助対象事業実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA機器等の使用料等
工事請負費	補助対象事業実施のために必要となる工事に要する経費
原材料費	補助対象事業実施のために必要となる原材料の購入に要する経費
備品購入費	補助対象事業実施のために必要となる備品の購入に要する経費
その他	市長が特に必要と認める経費